



(号外) 独立行政法人 国立印刷局

〔政令〕

〔日次〕

〔省令〕

〔告示〕

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(五六)
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(五七)
- 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五八)
- 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五九)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(六〇)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(六一)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(六二)
- 健康保険法施行令の一部を改正する政令(六三)

四	○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同四五)	五	○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働一〇九)	六	○鶏卵の表示に関する公正競争規約を認定した件(公正取引委六)
五	○全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令(同四九)	六	○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四八)	七	○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(同八)
六	○健康保険法施行規則の一部を改正する省令(財務八)	七	○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務八)	八	○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(同八九く九二)
七	○介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同四五)	八	○相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件(同九三)	九	○鶏卵の表示に関する公正競争規約を認定した件(公正取引委六)
八	○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(同五二)	九	○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一一〇)	十	○放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件(同一一四)
九	○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(同五二)	十	○薬事法施行規則第一百五十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一一八)	十一	○放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件(同一一五)
十	○動物用医薬品の使用の規制に関する件(同四五)	十一	○薬事法施行規則第二百五十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一一九)	十二	○薬事法施行規則第二百十一条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品を定める件(同一二〇)
十一	○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同四五)	十二	(以下次のページへ続く)	十二	○放射性医薬品基準の一部を改正する件(同一一二)
十二	○土地改良法施行規則の一部を改正する省令(同一五六)	十三	○放射性医薬品基準の一部を改正する件(同一一三)	十三	○放射性医薬品基準の一部を改正する件(同一一二)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表第一号中 平成十九年四月から平成二十一年三月まで 平成十九年四月から平成二十一年三月まで

平成十九年四月から平成二十一年三月まで	○・九八八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七七

に改める。

(平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の一部改正)

第三条 平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令(平成十六年政令第百五号)の一部を次のように改正する。

題名中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

第一項中「平成十八年四月分」を「平成二十一年四月分」に、「平成十七年五月三十日」を「平成二十年五月三十日」に改める。

第二項中「平成十七年六月一日」を「平成二十年六月一日」に、「四・八二六」を「四・八四三」に改める。

第三項中「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政

令(平成十八年政令第百十九号)」を「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政

令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第五十九号)」に、平成十六年度における地方議会

議員の年金の額の改定に関する政令」を「平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に

に関する政令」に改める。

第一項 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(施行期日)
附則

(地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十一年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額及び地方

公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八号)附則第二条第七号に規定

する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額について

は、なお前例による。

総務大臣 鳩山 邦夫
内閣総理大臣 麻生 太郎

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第一条第一項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 この政令は、平成二十一年三月二十七日

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員、裁判員候補者」を加える。

附則第十条を次のように改める。

第十条 平成二十一年度における公債の発行の特例に関する法律(平成二十一年法律第二十四号)第二条

第二項の規定により平成二十一年四月一日以後発行される公債に係る収入については、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において平成二十一年度所属の歳入金として平成二十一年六月三十日まで受け入れることができる。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条第一号の改正規定は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の施行の日(平成二十一年五月二十一日)から施行する。

内閣総理大臣 麻生 太郎

財務大臣 与謝野 鑿

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十一号

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第七十八条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 この政令は、平成二十一年三月二十七日

薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)の一部を次のように改める。

第二条第一号及び第二号並びに第三条第一号及び第二号中「二万六千二百円」を「三万円」に改める。

第五条第一項第一号から第三号まで及び第六条第一項第一号中「一萬九千四百円」を「二万三千四百円」に改める。

第七条第一項第一号イ(1)中「四十八万七百円」を「五十三万三千八百円」に改め、同号イ(2)中「十

三万五千五百円」を「十四万七千七百円」に改め、同号イ(3)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千四百円」に改め、同号イ(4)中「九万円」を「十万三百円」に改め、同号イ(5)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(6)中「九万円」を「十万三百円」に改め、同号イ(7)及び(8)中「二万九千二百円」を「二万八千五百円」に改め、同号イ(9)及び(10)中「二十万三千五百円」を「二十万二千二百円」に改め、同号イ(11)及び(12)中「一万九千三百円」を「二万三千三百円」に改め、同号イ(13)及び(14)中「二万四千円」を「二万三千五百円」に改め、同号イ(15)中「五万円」を「四

万三千二百円」に改め、同号イ(1)及びハ中「二万円」を「二万四百円」に改め、同号イ(2)中「(5)まで」を「(1)まで」に改め、同号イ(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。)第八十条第二項第七号ハに掲げる医療機器のうち、既に製造販売の承認を与えられている医療機器(法第十四条の四

第一項第一号に規定する新医療機器であつてその製造販売の承認のあつた日後同号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないもの及び同条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が指示する医療機器であつて同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間を経過していないものを除く。以下この二において「既承認医療機器」という。)と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なるものであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器でないもの 十円

(2) [3] 令第八十条第一項第七号ハに掲げる医療機器のうち、法第十四条第三項の厚生労働省令で定める医療機器であつて、同項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資料を添付して申請しなければならないもの（(1)に掲げるものを除く。） 十万円
既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なるものであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器でないもの（(1)に掲げるものを除く。） 十万円

第七条第一項第一号ニ(5)中「(4)」を「(5)」に改め、同号ニ(5)を同号ニ(4)とし、同号ニ(3)の次に次のように加える。

(4) 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める医療機器であつて、同項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資料を添付して申請しなければならないもの（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）十万元

(5) 令第八十条第二項第七号ハに掲げる医療機器であつて、法第十四条第二項第三号（法第十
九条の二第五項において準用する場合を含む。）の審査に係る基準が定められているもの（(1)
(2)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。）三万三千三百円

(6) 法第十四条第二項第三号(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の審査に係る基準が定められている医療機器(5)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。)三万三千三百円
7) 令第八十条第二項第一号ハニ易ザラシ医療機器(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)

(8) 令第八条第三項第七号ハに掲げる医療機器であつて、既承認医療機器と構造、使用方法、
効能、効果又は主たる作用等に異同がある医療機器(除く。三万二千三百円)

(9) 医療機器 (I)から(8)まで、(10)及び(11)に掲げるものを除く。三万三千三百円
（交割 交果及て性能が同一性を有すると認められるもの (2)、(5)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。）三万三千三百円

同号(1)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、**同号(2)中**「六百円」を「十万三百円」に改め、**同号(3)中**「二万六千七百円」を「三万六百円」に改め、**同号(5)中**「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、**同号(6)中**「九万八百円」を「十

「円」に改め、同号イ(6)中「一万六千七百円」を「二万六百円」に改め、同号イ(7)中「三十一万百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(8)中「九万百円」を「十万三百円」に改め、(9)中「一万六千七百円」を「二万六百円」に改め、同号イ(10)中「三十「一四四三」百円」を「三

「三十九百円」を改め、同号イ(1)中「九万百円」を「十万四千九百円」を三
「三十九百円」に改め、同号イ(1)中「九万百円」を「十万四千九百円」を三
「三十九百円」に改め、同号イ(2)中「九万百円」を「十万四千九百円」を三
「三十九百円」に改め、同号イ(2)中「九万百円」を「十万四千九百円」を三
「三十九百円」に改め、同号イ(3)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」
「三十九百円」を「三十六万九百円」に改め、同号イ(3)中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」

「六百円」に改め、同号イ印中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号「九万円」を「十万三百円」に改め、同号イ印中「二万六千七百円」を

号イ例中「三十一万四千九百円」を「三十四万三千九百円」に改め、同号イ(2)中「九万円」を「一万三百円」に改め、同号イ(2)及び同中「一万六千七百円」を「二万六百円」に改め、同号イ(2)中「二万九千五百円」を「二万三千五百円」に改め、同号イ(2)中「三万五千三百円」を「四万

(1) 前号二(1)から(4)までに掲げる医療機器　九万五千円
百円」に改め、同号口(1)及びハ中「一万五千八百円」を「一万九千七百円」に改め、同号二(1)までを次のように改める。

(3) (2) 前号二(5)及び(6)に掲げる医療機器 二万八千四百円
前号二(7)から(9)までに掲げる医療機器 二万八千四百円

を「百十九万五千三百田」に改め、同項第三号中「千八百七十五万四千九百円」を「千八百七

第九条第一項第一号イ中「十六万六千四百円」を「十八万四千九百円」に改め、同号ロ中「六万五百円」を「七万四千三百円」に改め、同項第二号イ中「八万四千百円」を「九万二千四百円」に改め、同号ロ中「六万四千九百円」を「七万六百円」に改める。

第十二条第一号及び第十二条の二第一項第一号中「二万六千二百円」を「三万百円」に改める。

第十四条中「薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。）を「令」に改め、同号第一号中「一万七千四百円」を「二万三千百円」に改め、同条第二号中「一万五千七百円」を「一萬九千七百円」に改める。

第十五条第一号中「一万七千四百円」を「二万三千百円」に改め、同条第二号中「一万五千七百円」を「一萬九千七百円」に改める。

第十七条第一項第一号ニ中「(3)まで」を「(9)まで」に改め、同号ニ(1)中「三百七万七千円」を「八百七十万五千五百円」に改め、同号ニ(2)中「二十八万二千九百円」を「六百二十一万三千円」に改め、同号ニ(3)中「百十六万四千三百円」を「六百二十一万三千円」に改め、同号ニに次のように加える。

(4) 第七条第一項第一号ニ(4)に掲げる医療機器 三百七十二万五千二百円

(5) 第七条第一項第一号ニ(5)に掲げる医療機器 四十二万九千二百円

(6) 第七条第一項第一号ニ(6)に掲げる医療機器 三十四万四千百円

(7) 第七条第一項第一号ニ(7)に掲げる医療機器 二百三十五万五千四百円

(8) 第七条第一項第一号ニ(8)に掲げる医療機器 百七十六万七千七百円

(9) 第七条第一項第一号ニ(9)に掲げる医療機器 百四十万九千九百円

第十七条第一項第二号ニ中「(1)から(3)に」を「(1)から(9)までに」に「(3)まで」を「(9)まで」に改め、同号ニ(1)中「百五十三万八千円」を「四百三十五万七千五百円」に改め、同号ニ(2)中「十四万三千五百円」を「三百十万九千九百円」に改め、同号ニ(3)中「五十八万四千百円」を「三百十万九千九百円」に改め、同号ニに次のように加える。

(4) 第七条第一項第一号ニ(4)に掲げる医療機器 百八十七万二千四百円

(5) 第七条第一項第一号ニ(5)に掲げる医療機器 二十一万七千六百円

(6) 第七条第一項第一号ニ(6)に掲げる医療機器 十七万三千六百円

(7) 第七条第一項第一号ニ(7)に掲げる医療機器 百十八万千二百円

(8) 第七条第一項第一号ニ(8)に掲げる医療機器 八十八万四千二百円

(9) 第七条第一項第一号ニ(9)に掲げる医療機器 七十万九千五百円

第十七条第二項第一号又中「第七条第一項第一号ニ(1)」を「第七条第一項第一号ニ(1)から(4)まで」に改め、同号ル中「第七条第一項第一号ニ(7)」を「第七条第一項第一号ニ(5)又は(6)」に改め、同号ヲ「第七条第一項第一号ニ(3)」を「第七条第一項第一号ニ(7)から(9)まで」に改める。

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 外添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎
附 則

御名
御爾

平成二十二年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎